

深夜業務従事者健康診断推進助成要綱

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部

(目的)

第1条 会員事業者（以下「会員」という。）の貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業に従事する従業員に対し、労働安全衛生法第66条同規則第45条に基づく特定業務従事者（深夜業務従事者に限る。以下「深夜業務従事者」という。）の健康診断の受診率の向上を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、会員が深夜業務に従事する従業員に対して受診させた健康診断（以下「深夜健康診断」という。）とする。

(助成額)

第3条 深夜健康診断の助成額は、1回目の健康診断助成を除き2回目の健康診断助成として1人1回、1,500円を限度として助成する。

受診料が限度額を下回る場合は、その実費を助成する。

ただし、申請日において、会費を過去に1年間滞納がある場合は助成しない。

(助成総額)

第4条 深夜健康診断の助成総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(助成対象人員)

第5条 深夜健康診断の助成対象人員は、当該年度の大分県トラック協会会員名簿による登録台数（被けん引車を除く。）までとする。

(申請手続)

第6条 会員は、当該年度4月以降実施したものを、原則四半期ごとに、その期間中に本深夜業務従事者健康診断の精算を終了した分を取りまとめて7月、10月、1月、3月の各月20日までに締切とし、深夜業務従事者健康診断推進助成申請書（様式1号）に、支部の申請証式（様式1・2号）に以下の書類を添えて支部長宛に申請するものとする。

(1) 受診医療機関発行の様式による請求書（写）及び請求明細書等（写）

(2) 受診医療機関発行の領収書（写）または振込通知票等（写）

※ (1) (2) のいずれかにおいて受診医療機関、受診日、受診項目、受診者名、人数記載、会員名が確認できるものであること。

申請期日までに支払いが完了しないまたはその証明書類を添付できない場合は、「添付書類のお断り」書類を申請書類に添えること。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することがある。なお、上記四半期ごとの締切日以降の申請については、原則受け付けないものとする。

(助成額の決定と支払)

第7条 支部長は、前条に不備がなく助成すべきものと認めた場合は、速やかに額を確定し、申請締切月の末日までに支払うものとする。

(返還)

第8条 申請事項の一部または全部に虚偽があったときは、理事会の承認を得た場合を除き支部長の指定した期間内において、受領した助成金の全額又は一部を支部長宛に返還しなければならないものとする。

(助成対象期間)

第9条 当該年度4月1日から翌年2月末日までの受診分とする。

(その他)

第10条 本要綱に定めのないもので疑義が生じた場合は、支部理事会において協議のうえ処置することとする。

(付則) 本要綱は、平成24年4月1日より適用する。

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年度4月1日一部改正

平成31年度4月1日一部改正

令和2年5月7日一部改正